



一麦だより

No.3

2026.6.1

恩恵にあずかっていることを覚えて

今年は5月から30℃の声を聞く日がありました。6月を迎え、まだこれから梅雨を経て夏がやってくるはずですが、ここ数年は夏の訪れが早くなっているように感じます。園庭で遊ぶ子どもたちの中には、早くも水に触れる遊びを楽しんでいる子どももいます。日々の保育の中で楽しみながら暑熱順化をうまく進めて、夏を迎える準備をする6月となるよう願っています。

さて、6月は食育月間とされています。食育基本法が成立した2005年から毎年6月が食育月間に指定されています。食は生きる上での基本の一つであり、昨今は保育や教育での食育の大切さがよく言われます。「楽しく食べる子どもに」というのが食育基本法の目標に掲げられています。そこに関連する項目の一つには「一緒に食べたい人がいる」が掲げられています。夏、暑くなってくると食べる量が減る場合があります。暑さの中で口当たりのよいもの、冷たいものなどを嗜好するようになるかもしれませんが、食べ物を選択とともに、誰かと一緒に楽しく食べることも大切なこととして子どもたちの食育に向き合っていくことが必要ではないでしょうか。それから、口にすると食べ物、もとはどのような動物や植物なのか、どのように育てられているのか、どのように捕獲、収穫されているのか、どのような過程を経て私たちの食卓にやってくるのか、を学ぶことも大切かもしれません。

ここ1ヶ月ほどの間、石油(原油)の輸入量、供給量の不足が言われ、石油を原料に製造される様々な製品や関連する製品の供給、流通が滞り始めたり値段が上がったりと、生活にも少しずつ影響が出てきています。普段私たちが購入、使用する物品に石油(原油)由来のナフサをはじめとする原料が使用されていることをどれだけ意識していたでしょうか。今のような状況になって初めて知ることでも少なくありません。食品の製造や流通にまで影響していることについてはなおさらです。遠方から運ばれてくる食品や加工食品が多い現代では、こうしたことも食育には必要なのかもしれません。

政府が石油の輸入・供給を安定させるべく努めてもらうことは大切ですが、私たちも身の回りの衣・食・住について考えてみる機会として大切な時かもしれません。今の子どもたちが大人になる数十年後のことに目を向けて考えていきたいものです。

「恵みをくださり、天から雨を降らせて実りの季節を与え、
あなたがたの心を食物と喜びとで満たしてくださっているのです。」

〔新約聖書 使徒言行録 14章 17節〕

< 今月のお知らせとお願い >

◆ 行事予定

- ・ 1日(月) 乳児個人懇談(～6/20)
- ・ 5日(金) おたのしみデー(5才児)
- ・ 10日(水) 車両見学(幼児クラス)
- ・ 11日(木) 車両見学(幼児クラス)
- ・ 15日(月) シャワー開始
- ・ 18日(木) 乳児検診(15:45～)
- ・ 22日(月) 宇田先生(育児コンサルタント)来園
- ・ 23日(火) お誕生日会
- ・ 29日(月) 歯磨き指導(幼児クラス)

※ 5日(金)年長児のお楽しみデーを行います。

降園時間:20:00を予定しています。

年長児以外のお子様のお迎えの時間と重なりますので、お迎えに来られた際は、速やかに降園のご協力をお願いします。

◆ お知らせ

1. 虫よけ剤の使用について

蚊などの虫が出てくる季節となりました。保育園では症状のひどいお子様には、ローションやシートなど皮膚に塗布するものは許可しています。(園でのスプレーの使用は不可です。またパッチ状のものは、誤飲する可能性がございますのでご遠慮ください。)

塗布するものも登園前にご家庭で塗ってきて下さい。

医師の診断のもと、シャワー後も塗布の必要がある場合のみ対応させていただきますので、「医師の与薬証明書」及び「与薬依頼表」にご記入の上、担任にお渡し下さい。

(用紙は園にございます)園で虫に刺された場合、「ムヒ」を塗りますが、お子様の皮膚がかぶれたりアレルギー症状が出る等の可能性がある場合には、あらかじめお申し出下さい。

※虫さされ後のパッチの方も同様に誤飲の恐れがありますのでお控え下さい。

2. 注意点

この時期には次のような病気にかかることもございますので、その際は必ず医師の診断を受けて下さいますよう、ご協力よろしく願いいたします。

- ① 皮膚疾患・・・ とびひ、虫さされ、手足口病、アトピー性皮膚炎等、ジュクジュクした部位がある場合や、全身が赤くなっていてかゆみがひどい場合は、保育園で他の子どもと一緒にプールに入ってもよいかどうか、医師から口頭で許可をもらってきて下さい。
- ② 水イボ・・・ つぶれたりしていないこと、Tシャツを着るなどで接触しなければ構いません。
- ③ ホクナリンテープ(気管支拡張剤)
ホクナリンテープを貼って登園されている方は登園時にその旨を担当までお知らせください。貼ったままではプールができません。
シャワーを行うことは出来ますが必ず貼っている事をお知らせ下さい。
乳児クラスに関しては誤食の危険性から貼って登園することはご遠慮下さい。また保育士が剥がしたり貼ったりすることは、医療行為となりますので出来ませんので、よろしく願いいたします。

- ④ 頭ジラミ・・・ 成虫を駆除し、髪の毛に卵が付いていないことを確認の上登園下さい。
- ⑤ アデノウイルス・・・アデノウイルスには多くの種類があり、それぞれの型で発症する症状が異なるので、病名も複数あります。病名としては、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性角結膜炎、呼吸器感染症、出血性膀胱炎、胃腸炎などです。このうち、咽頭結膜熱(プール熱)と流行性角結膜炎は、学校保健安全法上の学校感染症で登園・登校禁止となり、治癒後の登園には、医師の証明による登園可能証明書が必要です。医療機関でアデノウイルスによる病気と診断された場合は、この2つに該当するか確認をして下さい。咽頭結膜熱(プール熱)は主要症状がなくなった後2日経過してから、流行性角結膜炎は症状が消失し感染のおそれなくなることが登園の目安になります。(不明な点がございましたらお知らせ下さい)
- その他・・・ 発熱・下痢・嘔吐・咳・目ヤニが多い、感染症が疑われる症状が見られた場合は受診、場合によっては、検査受験をお願いします。

今年の夏も暑さが厳しい予報ですので、早寝早起き、朝食をしっかりとる等、子どもたちの体調管理のご協力をよろしくお願いします。